

(様式5)

みえこどもの城事業計画書の要旨

申請者名	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団
管理運営方針	みえこどもの城が、三重県が設置する公の施設として公共性が求められていることを十分に理解し、設置条例の目的に従って施設の効用を最大限に発揮し、三重県子ども条例の基本理念である「子どもの権利の尊重」「子どもの最善の利益の優先」を実現し、子どもが豊かに育つことのできる地域社会の形成に寄与することをめざします。 併せて、みえこどもの城の利用者に対するサービスの向上及び施設維持管理経費の縮減を図り、もって県民福祉の向上を図ります。
管理業務に関する計画	1 施設維持管理 ・みえこどもの城の指定管理者として培ったノウハウを活かし、利用者等が安全・安心に利用し、施設設備の機能が十分に発揮できるよう維持管理を行います。また、設備・機器のメンテナンスサイクルを考慮し、トータルコストを考えた維持管理を県へ提案するなど、県との情報共有、運営にかかる意見のすり合わせをより緊密に行います。 ・コスト面のみならず、SDGs等の観点を含め、電気、水道、ガス等の使用状況を把握し、適切な使用と節減を行います。 ・不具合の早期発見や未然防止等により、利用者等の安全と利便性を損なわず、最適な状況で施設設備等を提供します。 2 利用者の安全確保 施設警備及び安全確保のための施設維持管理は、専門性を持つ事業者を活用して基本的な体制を整えます。 ・あらゆる危機に対して、情報収集、危機の未然防止及び早期発見に努めるとともに、危機管理マニュアル等の整備、職員の研修及び訓練関係者との連携体制を整え、利用者の安全確保を徹底します。 3 個人情報保護及び情報公開 ・個人情報の保護に関する法律に基づき、制度運用を徹底します。 ・三重県情報公開条例に基づき、制度運用を徹底します。 4 県施策への協力 ・子ども施策をはじめとする県の施策やその動向について、組織・職員として理解を深めるとともに、協力及び実践をします。
運営業務に関する計画	総合的な基本方針のもと、みえこどもの城の施設及び設備を利用に供する事業及びそのほかの児童健全育成等に関する業務に取り組みます。 1 みえこどもの城の施設及び設備を利用に供する事業 みえこどもの城の施設機能を最大限に生かし、遊びや体験をとoshて子どもの成長を支援します。

運営業務に関する計画		<活用するみえこどもの城の施設・設備> ①SWS 西日本キッズシアター ②プレイランド（クライミング・遊具） ③アート・サイエンススペース ④舞台スペース ⑤イベントホール ⑥カプラの部屋 ⑦その他のスペース（研修室、ログハウス、屋外スペースなど） 2 そのほか児童の健全育成等に関する事業 (1) 地域との連携・協働による取組 企業や団体、地域の方々と連携して多様な取組を実施し、子どもの育ちや子育てへの理解と参画を広く促します。 （子ども虐待防止啓発、おしごと広場、サイエンスひろば など） (2) 県内全域・すべての子どもを視野に提供するサービス 県立施設として、居住地や育つ環境、子ども自身の状況に関わらずより多くの子どもに体験の機会を届けます。 ・移動児童館事業 ・県内児童館との連携事業 ・サテライトの運営等の児童健全育成拠点事業 (3) 調査研究、研修事業等 県内唯一の大型児童館として、県内児童館の情報把握や相互利用、児童館活動の活性化に資する取組を行います。 ・調査研究、資料・情報の収集及び提供 ・児童の健全育成に関する講演会、研修会、講座等の開催					
		年間総利用者数 毎年度 22 万人 児童健全育成拠点事業実施回数 毎年度 100 回以上 利用者の満足度 毎年度 90%以上					
		収入は、指定管理料収入、施設利用料金収入、事業収入（諸収入）を見込みます。支出は、管理運営経費の節減を図るとともに、効率的な執行に努めます。					
		こどもの城運営グループと連携推進グループで構成する「こどもの城事業部」を中心に、みえこどもの城内外の事業を推進していきます。人員構成（常勤理事及び職員（嘱託職員含））23 名					
収支計画書（千円）	年度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	収入合計		204,342	204,342	204,342	204,342	204,342
	内訳	指定管理料	186,654	186,654	186,654	186,654	186,654
		施設利用料金収入	12,159	12,159	12,159	12,159	12,159
		事業収入（諸収入）	5,529	5,529	5,529	5,529	5,529
支出合計		204,342	204,342	204,342	204,342	204,342	